

# 令和2年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和2年7月7日（火）

午前10時 開議

## 【開会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |  
日程第1 会議録署名委員の指名

## 【議案第30号～第39号・認定第1号～第2号審査】

日程第2	議案第30号	令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	1
日程第3	議案第31号	葛巻町町税条例の一部を改正する条例	12
日程第4	議案第32号	葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第5	議案第33号	福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例	14
日程第6	議案第34号	葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	14
日程第7	議案第35号	葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
日程第8	議案第36号	葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
日程第9	議案第37号	葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
日程第10	議案第38号	財産の取得に関し議決を求めることについて	16

日程第11	議案第39号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・	17
日程第12	認定第1号	令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について・・・・・・・・・・	19
日程第13	認定第2号	令和元年度葛巻町水道事業会計決算の認定について・・・・・・・・	19

令和2年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和2年6月25日（木）			
再開年月日	令和2年7月3日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	令和2年7月7日（火） 開議10時00分 散会11時18分			
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅早 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	下屋敷 幸男	○	鈴木 満	○
	遠藤 裕樹	○	姉帯 春治	○
	近藤 聖	○	辰柳 敬一	○
	山崎 邦廣	○	高宮 一明	○
	柴田 勇雄	早	中崎 和久	—
会議録署名委員	遠藤 裕樹		姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉	議会事務局長補佐	和 野 美 歌

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副 町 長	觸 澤 義美	農林環境エネルギー課長	松 浦 利 明
	教 育 長	高 畑 嗣 人	建設水道課長	和 野 康 弘
	農業委員会長		こども教育課長	千 葉 隆 則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄 作
	政策秘書課長	中 山 優 彦	病院事務局長	大 石 和 人
	総務課長	服 部 隆 行	政策秘書課室長	波 紫 徳 彰
	いらっしや葛巻推進課長	石 角 則 行	総務課財政係長	近 藤 桂 太
住民会計課長	坂 待 典 子			

( 開会時刻 10時00分 )

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、遠藤裕樹委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第30号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ数は12ページになります。7款、商工費、1項、3目、観光費、1、観光事業経費、18節、観光誘客事業補助金13,500,000円の予算でございます。この事業の実施期間でございますが、7月下旬から9月末との説明がありましたが、9月末までとした理由を伺います。

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長 ( 石角則行君 )

ただいまの山崎議員の質問に、お答えいたします。事業の実施期間が7月から9月末との理由ということですので、それについて、ご説明いたします。今回の、この経済対策ということで、宿泊施設を支援する目的は、早期の支援、早期の回復ということが、まず、ひとつの狙いだと思っております。そういったことから、短期間に、この事業効果を、いわゆる経済を回すということが重要だということで考えて、7月末には4連休、そして、8月にはお盆期間での部分、そして、9月末には、また4連休という大きな連休を挟んだ休み等が予定されております。そういった部分で、うまく、ほかから葛巻町へ誘客を誘うということ、まず、第一に考えたいということから、県内の同じような宿泊施設を有している市町村におきましても、9月ころを目途にやっておることから、同等に、ほかと差別化を図る意味で、差をつけてですね、負けない部分でも、そういう短期間での効果を求めるために、こちらを9月までとした理由でございます。

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

山崎委員。

山崎邦廣委員

期間を区切って重点的にというお話でございますけども、これは、状況によってはでございまして、実施期間、これは延長する場合もあるのかどうか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

延長についてのご質問ということで、お答えさせていただきます。もちろん、この動向を見ながら、あるいは予算の執行状況を見ながら、すべてを使い切る形で宿泊施設には頑張ってお金を使わせていただきたいと思いますところではございますが、もちろん、その効果を見ながら、あとは国や県の補助金等とも併せてですね、この部分を、その宿泊の状況を見ながら、延長も視野に入れて検討していきたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

効果を見ながらということでございます。この事業による今後の誘客の効果、その効果はどの程度見込んでおるのでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

誘客の効果ということで、まず、事業数の見込みの数字でございますが、町内には2つの宿泊施設がありまして、例年この期間、約2,500から3,000人の宿泊人数があるということで、現状に戻すという考え方から、最低このくらいの人数はというふうに考えて予算を試算いたしました。その部分で、1人大体、宿泊のプランですと7,000円の平均プランがありますけども、そういったプランで、それに今回は商品券を付けるということで、プラス1,000円で町内循環をやっていただく、そのほかに、やはり滞在型でありますと、平均的に土産を買っていくとか、昼食を、また食事をとっていくとかということで、約、大体10,000円くらいの経済効果が、1人訪れた場合あるんじゃないかなという試算のやり方があります。そうした場合に、3,000人の宿泊ですね、この期間に訪れたら約30,000,000円の効果があるんじゃないかなということもありますし、そのような部分を町を挙げて、この商工観光の部分、商工会あるいは観光協会と併せて、町が誘客をできるような取り組みをですね、促していくということを期待するものであ

ります。そのようなことでの誘客効果ということで考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

14 ページですね、10 款、教育費、1 項、教育総務費、2 の事務局費の 17 番、備品購入費、教育用タブレットパソコン、先日の説明で、これは町内の児童・生徒に 1 人 1 台配布できるということを伺いました。大変有り難いことだと思うんですが、通信費はどうなっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

これにつきましては、通信費につきましては、これは、あくまで学校内で行うものでございますので、通信費等は含まれてございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ということは、学校予算から使うということですか。各家庭で通信費を払うということにはなるんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

これは、GIGA スクール構想ということで、あくまで今回の事業、こういった導入につきましては、学校内のそういった整備と併せまして、児童・生徒の端末をそれぞれ整備して、学校内で使用するという前提のもとの整備事業でございます。したがって、家庭内ということでの想定はされていないものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

これを伺ったときに、葛巻もこれでオンライン授業をするのかなと思ったんです。コ

ロナ、葛巻の場合は正常に授業が行われているようなので、今のところは必要ないとは思いますが、今後、オンライン授業があり得るのかなど、そうすると、可能になったときに、こういう通信費も、やっぱり、きちんと手当した方がいいのではないかと思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

新型コロナウイルス対策関連で、そういったような報道等もございますけれども、それにつきましては、今後の感染状況等を見ながら、もし、そういった必要が出てくれば、また追加での対応ということも検討していかなければならないというふうに一応考えているものでございます。今回の補正につきましては、先程来、繰り返しになりますが、あくまで校内で使用する環境整備に係る事業でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ありがとうございます。今後、そういうふうな手当と申しますか、方向性を考えていただければ有り難いんじゃないかなと思います。

もう1点、すみません、15 ページ、4項の社会教育費の中の文化財保護事業費、15番、原材料費、この原材料費の中身について、ちょっと説明いただければと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

ただいまの質問に、お答えさせていただきます。文化財保護事業費の原材料費でございますが、これにつきましては、塩の道と名水の標柱を設置する材料費となっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。普段、この文化財保護に関して、もっと予算とっていいんじゃないかなと思っているので、今お聞きしたんですけども、細かいことは、また教育委員会に行って勉強しながら聞きたいと思います。ありがとうございました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

歳入歳出全般というふうなことで聞いていただければよろしいかと思いますが、今回の補正全体を見ますと、繰越金を中心とした予算、補正予算の編成内容であります。それで、この繰越金5億にながしかの繰越金があるわけですが、こういったようなことから、基金の繰入状況とか、公債費の繰上償還とか、このようなことになっている内容になっております。それで、今回、この財政調整基金の繰入金は1億円の減額というふうな形になっておりますし、それから、町債の減債基金217,000,000円にながしは、最後の公債費の方にいっているのかなというふうに思われます。それから、公共施設の方の7,700,000円ほどの、この補正については、庁舎建設の方にいっているのかなというふうな形になっているわけですが、この財政調整基金、調整基金ですから、どのように、如何様にでも使える中身なわけですが、今回1億、あえて1億円減額した理由は何なのか。それから、この財政調整基金の中でも、なかなか、これまでは財政調整基金への積み立てやら何からは、あまり感じられないような感じしておりますが、そういったようなところについては、どのような形で、この財政運営をしているのか、まず、それから、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の基金の関係でございますが、今ご質問の中にございましたように、財政調整基金の、今回、当初で取り崩しを計画しておったわけですが、それを、今回、減額しているという中で、その理由ということでございますが、まず、繰越金でございますが、これは地方財政法に基づいてでございますけれども、2分の1を、その次の、来年度の、翌年度の財源として積み立てるといいますか、そういう基本がございまして、そのルールに従いまして、今回、そういう中で、純繰越金507,000,000円ほどになっているわけですが、その2分の1以上というふうなことで、今回、財政調整基金の方に戻し入れをしたものでありますし、それから、公共施設整備基金に繰り入れをしておりますし、それから、もうひとつは、先ほどお話ありましたように、公共施設整備基金に充当いたしまして、その507,000,000円ほどの額の2分の1以上、そういう財源として確保しているというものでございます。これは、地方財政法に基づいての基準に従っての2分の1以上ということで、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。



**柴田勇雄委員**

例えば、今、財政調整基金ですが、減額したことによりまして、今年も積み立てがないというような現状になりますよね。こういったような何か、その財政調整基金にあまり積み立てをすれば不都合なようなことがあっての積み立てがないのか、そういったような何か基準みたいなものがあるのかどうか、そういったような点を、ちょっとお知らせをいただければ有り難いです。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

特に、その財政調整基金の積み立ての基金といいますと、まず、想定されるというのは町財政の財源不足に対応する、その財源の確保をしているというのが1点でありますし、もう1点は、予想し難いような災害の復旧工事等々における財源の確保というのが、財政運営上、必要なことですので、そういう観点から、これまでの経緯を想定しながらでございますが、7億程度の財政調整基金というのは、ここ数年、町としては、その辺を目途にして、その財源の確保をしてきたところであります。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

資料の1ページを見ていただければ分かると思いますが、ここの中の一番下に基金の状況が記載されております。合計では5,516,000,000円というふうな形になっておりまして、その中での財政調整基金が852,000,000円になっておりますね。当町の基準の財政規模からいきますと、この財政調整基金の852,000,000円は妥当な線なのか、ちょうどいい額で、今後もこのような形で財政調整基金は積み立て、そして、また、使ったり、増やしたり、調整していくのか、そういったような点について、伺いたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

お答えいたします。財政調整基金の規模といいますか、今後の額として、今後どう考えて基金を造成していくかということでございますが、先ほども申し上げましたように、基金の取り崩しといいますか、目的といたしましては、町の一般財源の確保といいますか、そういう中で対応が難しくなるような財政事情といいますか、そういう場合に備えてというのは1つでありますし、それから、もう1点は、災害に係る、その財源

の確保というのが大きな思念にあるわけでありますが、そういう中に、これまでも町の災害、これまでの災害等々におきまして、どれ程度、その災害の際に財政調整基金を取り崩しをしているかといいますと、数年前の、数年前といいますか、平成18年だったでしょうか、元町川が氾濫するというような状況の大きな災害が発生したときには、4億から5億ほどの当初での、そういう財源の確保が必要であるというような状況にもありまして、そういう状況等も参考にしながらでありますが、一定の、8億程度が町としての、ひとつの財源確保としては、標準的に考えてよろしいのではないかなど、このように思っておるところであります。いずれ、これまでの状況等を勘案しながらの、総合的に考えての8億程度の財源確保が必要であると、このように考えておるものでありますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

財政調整基金につきましては、全国各市町村で財政調整基金は持っていると思っておりますが、これについては、この財政が豊かであるか、厳しいか、その一様の判断をする人もありますよね。そういったような中で、当町では財政調整基金は55億の中でも8億しかありませんよと、これが増えれば財政が豊かというような判断も、あるいは、されるかもしれません。通常、あまり深く考えなければ、一般的に、そういうふうに分えられるのじゃないのかなど、その辺の調整もあるのかなどは思うんですが、いずれ、この8億円程度であれば、通常の市町村であれば、ちょうどいくらいのものなのかなどは思うんですが、うちの方では、こういったような関係も、あるいは調整しての今回の減額の1億円なのかなども受けとっておりますが、なかなか町当局では言いづらい面もあろうかとは思いますが、その方が、やはり、この財政運用をする場合での最も、表現すれば、確実なというふうな形になろうかとは思っておりますが、そういうふうな影響面も考えての今回の減額の1億円があったのかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

お答えをいたします。この財源の確保の規模でございまして、これにつきましては、今、議員さんからもお話がございましたように、一般的に国の方、あるいは県の方といったしましても地方に、国の方からしますと地方の自治体に、そういう基金等の中でも特に財政調整基金に対しての、先ほどお話ありましたような意見といいますか、考え方も、いろんな審議会等でも出ておる状況にございます。したがって、そういう県での部分の配慮といいますか、こういったふうな部分というのは、総合的に考えながらの

判断の中で8億程度が葛巻の財政規模からした場合、確保が必要であるというような考え方を持っているものであります。以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はっきり答えられない部分もありますから、その辺は分かります。いずれ、そういったような、あまり金持ち風に見られないような財政運営も必要なのかなとも思いますので、その辺は十分、こういったような積み立ての際には吟味が必要であろうなど、このように申し上げたいわけです。

それから、次に、今回、公債費、これが15ページでございますが、206,000,000円の今回の補正でございます。はじめに、新しくなられた議員もおられますので、お伺いしたいわけですが、この分についてはですね、例えば、この206,000,000円の元金が、次の17ページの調書にどのような関係が出ているのか、直接的には見当たらないわけですので、この辺の関係について、ご説明をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。公債費の関係でございますが、当初予算におきまして、臨時財政対策債を2億ほど見込んでおりましたが、今回の補正によりまして、17ページの一番下段でございますが、臨時財政対策債が406,539,000円ということで、この部分に反映されているということです。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

このような関係が分かれば、財政の方も楽しくなって、皆さんも興味を持ってくると思いますので、あえて伺いました。ここの臨時財政対策債、これも減額した、この予算が含まれている額ですよ。で、これからも、こういったような地方債、大きな事業をやる際には、どんどん増えてくるわけでございます。そういったような中で、今回206,000,000円の、この任意の繰上償還を行うというふうな形になっているわけです。これも、私から見れば、5億円ほどの繰越金が出たから、これもできたのかなど、そのように解釈はしておりますけども、当初予算では借りる方だけしか出てきておりませんけども、こういったように途中から財政余裕が出たような部分については、このように任意繰上償還をやっていかなければ、どんどんと起債額が増えていくというふうな形に

なっていますので、これについては、前にも繰上償還やったことがありましたけれども、これは大体、計画的に年間2億円程度は、このような形で繰上償還を今後もやっていて、この次の新しい事業を組む際には積極的な、また起債を見込むと、そのような戦略で財政運営をやっていくのかどうか、その視点について、伺いたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の繰上償還についてでございますが、この繰上償還につきましては、平成30年度からでございますが、繰上償還をいたしまして、30年度は114,000,000円ほどしておるところでありますし、令和元年度であります、197,000,000円ほどの繰上償還を、そして、今回206,000,000円ほどになるわけですが、これにつきましては、今後の、これまでの大規模な事業といたしましては、江川小学校の改築であったり、あるいは葛巻病院の新病院の建設であったり、そのほか江川地区の簡易水道事業等があったわけですが、さらに役場庁舎の建設ということ等も踏まえまして、そういう中に、町として有利な事業を導入しながら、この建設を進めるというような考え方で、ここまで進めてきているものであります。といいますのは、補助金以外の部分に対する部分は借り入れ、借金になるわけですが、その借金でも有利な起債事業であったり、あるいは、そのほかにも80パーセントの辺地債等もありますし、そのほか臨時財政対策債100等々があるわけですが、そういったふうな起債を、その補助の裏に入れまして、そのことによりまして、返済の償還の時期に70パーセント、80パーセント、あるいは臨時財政対策債は100でございますが、そういう中に、地方交付税で算入していただける、そういう有利な制度に乗せながらということでございますので、そういう中に基金もありながら、見てみますと、起債の残高も増えていくというような状況もございますが、それは、どうしても、そういう財源確保も考えながらの対策を、そのように進めているものであります。したがって、そういう中に、実質公債費比率というのが、起債をする場合に基準がございます、その基準というのが、18パーセントを超えますと今度は県の許可を得なければならないというような状況になるものであります。したがって、そういう状況の財政状況にならないようにというのが、ひとつの町の財政運営上の基本としているところでございまして、今の、先ほど申し上げましたような大規模な事業を進めてきておりますし、また、これから、そういう状況になる場合に、一定の時期には、令和8年ころを想定しておりますが、18パーセント近くに上昇、実質公債費比率が上昇するというような見込みの試算をしておりまして、その状況にならないようにということで、2年ほど前から114,000,000円、あるいは2億ほどの状況の中で繰上償還もしてきているのが、そういう借り入れの制限を受けないような形の運営を図っていくということが、ひとつの考え方で、今のような繰上償還を、このようにお願いをしているものであります。以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、中身については、よく分かりました。それで、ここに、今回206,000,000円、この繰上償還することはいけないというようなことじゃなくて、計画的な運用のためには、このようなものが必要ではないかと、それから、やはり起債制限の比率の18パーセントというようなことはあってはならないし、この財政運営をやっていくうえには、こういったようなことも、やはりある程度、大型の事業が続いておりますので、できる限り、こういったような繰越金が出たような部分については、こういったようなことにも振り向けるような計画的な運用が必要ではないかというふうに思いますので、この起債比率を高めないような対策としての、こういったような計画的な繰上償還をぜひ実現をして、その堅実な財政運営を図ればというふうな意味で質問しておりますので、今回の、こういったような部分については、非常に有効な財政運用の中身になるのではないのかなと思っておりますので、これを、計画的な運用は極めて大事ではないですかということを申し上げたいわけです。そのような運営をぜひ求めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。財政の関係については終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

11 ページ、2款、総務費、1項、戸籍住民基本台帳費でございます。その委託料、戸籍システム改修業務及び住民情報システム改修業務、これについては、おそらくマイナンバーの関係の業務だと思えますけれども、当町においては県内1の普及率ということでございますけれども、今回、政府の方針で銀行口座に紐付けるというような、あれもございまして、あるいは健康保険に、これを紐付けて管理するというような情報もございまして、これに関しては、どのような形で行われるところであるか、聞きたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまの質問に、お答えしたいと思います。昨年、住民基本台帳法の一部改正がありました。その中で、戸籍の附票に記載される事項が追加されました。現行では氏名と住所のみの記載とされておりますけれども、改正後は氏名、住所のほかに生年月日、性別、住民票コードの記載が必要となります。これらの住民票コード等を現在のシステム

に送受信したり、照会したりする器具を追加する住民情報システムの改修業務が一つと、もう一つが、戸籍システムの改修業務においては、新たに附票ネットワークというものを構築して、住基ネットワークと連携することにより、国の機械等に対して国外転出者の本人確認情報を提供できるようになるとともに、国外転出者のマイナンバーカードや、公的個人認証の発行等に、本人確認情報を利用することができるようになるためのシステム改修ということになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

そうすると、今質問した紐付けに関しては今後という形になるわけですか。そういう、なんか国の方からのいろいろな情報が伝わっていますけども。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

国の方の情報の方はいろいろありますけれども、今回の補正の方は、その国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用するというので、国外転出者によるマイナンバーカード公的個人認証電子証明の利用を実現するための基盤整備というか、そういうシステム改修の費用になります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

このマイナンバーカードに関してなんですけども、今回、政府のあれで、マイナポイントですか、7月から実施されるというようなことでございますが、これについて、かなり手続き等が煩雑であるというようなことで、なかなかお年寄りだと手続きが難しいということで、町の方では、これに関しては何か情報を住民に伝えるということはあると思いますでしょうか、その辺を伺いたと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

確かに、委員おっしゃるとおり、手続き等、大変難しく思っております。窓口等にはパンフレット等は置いてありますけれども、照会がある際は、担当窓口職員が詳しく説

明したりはしておりますけれども、今のところ、あまり、そういう動きがないようなところが現状であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第30号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第30号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第31号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の国保税の減免ですが、このコロナウイルス感染症の影響によって、当町でもこのような減免の対象になるような事例が出てくる予想がありますか。お伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまの質問に、お答えしたいと思います。現在のところ何とも、対象出てくるかどうかということで、お答えづらいんですけども、先日の商工業者とか農林業者の持続化給付金の申請等が、15件とか2件とかあるということを知っておりますので、そちらの対象者の方で国保の方がいれば該当になってくる方もいるかと思われしますので、そちらの関係課と情報共有しながら、対象となる個人事業主の方等への周知徹底など、対象者への支援対策には努めていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

## 柴田勇雄委員

分かりました。まだ完全に分からないわけですが、これについても、行政の対策とすれば重要な部分でございますので、こういったような事例が出た部分については、漏らさず減免の対象にしていただくことが極めて大事だと思われまますので、こちらの方は連携をとりながら、こういったような事例が発生した場合には、すぐ適用するような運用方法をとっていただきたいと思ひます。もう一度、そういったような連携のとり方等について、お伺いをいたしたいと思ひます。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

## 住民会計課長（坂待典子さん）

委員おっしゃるとおり、関係課、あとは後期高齢医療等、あとは介護保険とか、いろいろありますので、各課連携して情報収集に努めてまいりたいと思ひます。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第31号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第31号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第32号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）



異議なしと認めます。

これから、議案第 32 号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第 32 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。

したがって、議案第 32 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 33 号、福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第 33 号、福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。

したがって、議案第 33 号、福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 34 号、葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。近藤委員。

#### 近藤聖委員

8 ページの改正後の第 2 条、15 に自転車通行帯というのがあります。分からないので教えてください。葛巻に該当するところはあるのでしょうか。

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

建設水道課長。

#### 建設水道課長 ( 和野康弘君 )

お答えいたします。今回の条例の改正の関係なんですけれども、まず、道路構造令の改正、県道の構造の技術的基準などを定める条例の改正に伴いまして整備を行うものがございます。今、委員さんの方からお話ありました、自転車通行帯の関係なんですけど

も、これが新たに新設されまして、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられるということでの自転車通行帯を新たに規定するというので、今回あがっております。これにつきましては、当町では該当する箇所は現在はありません。といいますのは、自転車道の設置要件として、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものということになっております。これだけのスピードを出せる、ちょっと、町道とか、そういったところが現在、存在しないというのが現状でございますが、今後、何らかの形で整備等が行われた場合には当然、必要となるということで、国の方に準じて、こういう形で整備するものでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第34号、葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第34号、葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第35号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第35号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第35号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第36号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第36号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第36号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第37号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第37号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第37号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

グレーダを購入するということですが、これは大変良いことだなどは思っております。ただ、ここの会社を指名したこと、または、この購入については、どのような見積もりをしたところでございましょうか、それをお願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

#### 建設水道課長（和野康弘君）

お答えいたします。今回は、タイヤ式グレーダ3.7メートル級ということで購入しようとするものですが、これにつきましては、まず、指名競争入札で行ってございます。いろいろ仕様等々はこちらの方で示したわけですが、メーカー指定をするようなことがないような形で仕様を作っておりまして、発注しております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

これは、機械に書いてある部分については分かりますけども、グレーダというのはお腹のところにハイド板があるのを言うわけですか。その場合には、除雪ばかりではなくて、今の大雨のときに災害として道路などが整備できるような感じでありますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答えいたします。今、委員さんおっしゃるとおり、冬期間については当然、除雪で使用しておるわけですが、夏の期間につきましては、主に林道とかの砂利道の整地ということで使用しております、結構、使用頻度が大きなものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

ほかの広域の町村の副町長だったかな、葛巻町は除雪費がどうして、あんなにかからないのと聞かれたことがあります。そのとき私が答えたのは、葛巻町は各業者にお願いしないで、その業者にお願ひするところは2カ所くらいだと思いますよと、あとは全部町で機械を持って、そして、皆さん、働くオペレーターの方々が頑張ってくれまして、そして、朝までには、かなり歩けるような状態にしてくれていますよということを行いましたら、副町長さんは、葛巻はいいなど、そんなに機械をそろえているのかということで、ほかの町村は除雪の支払いなどは、どれくらい支払っているのか分かりませんが、ある副町長さんは、そのように言っていましたので、やはり、このような機械は買わなければならないというときは買っていただいた方がいいと思いますし、または、すぐ使いたいと言ったときは使えるような更新をしながらやっていければなと思いますので、この辺については、副町長どう思いますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。いずれ、この冬期間の除雪対策ということでの除雪グレーダでございしますが、今お話ありましたように、夏には林道等の整備等にも活用するという部分で、町の様々な道路整備に有効的に活用させていただくということでありまして、それから、さらには、そういう機械の更新についても随時、その状況を見ながら更新して、そういう対策といえますか、万全を期してまいりたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 11時01分)

(再開時刻 11時15分)

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第12、認定第1号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。認定第1号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第1号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、認定第2号、令和元年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。認定第2号、令和元年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第2号、令和元年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。これで、本日の会議を閉じます。輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦労様でした。

(閉会時刻 11時18分)